

事務連絡
令和3年4月23日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「新集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしています。

今般、今後の集中的実施計画の実施に当たり、集中的検査の対象となる高齢者施設等への周知徹底や働きかけを行っていただき、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくため、「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が別添のとおり発出されました。

高齢者施設等に対する検査の集中的な実施のためには、貴会をはじめとした関係団体のご理解とご協力が欠かせません。つきましては、別添につき貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

【別紙】

「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）



(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会

事務連絡
令和3年4月23日

高齢者施設等への集中的検査計画を策定している

都道府県

各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「新集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしております。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、できる限り週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の検査を実施することとし、新集中的実施計画の見直し等を実施していただいております。

今般、今後の集中的実施計画の実施に当たり、集中的検査の対象となる高齢者施設等への周知徹底や働きかけを行っていただき、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくため、「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が別添のとおり発出されました。

本事務連絡については、福祉部局とも連携しながら、集中的検査の対象となる高齢者施設等への周知徹底や働きかけをお願いしているものであり、関係する各都道府県等介護保険担当主管部（局）におかれましても、管内の市区町村及び関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

高齢者施設等への集中的検査計画を策定している { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしており、4月21日までに55の計画（22都府県・52保健所設置市・23特別区）が策定済みです。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月5日、同月9日及び同月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、できる限り週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の検査を実施することとし、新集中的実施計画の見直し等を実施していただいております。

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、今後の集中的実施計画の実施に当たっては、集中的検査の対象となる高齢者施設等への周知徹底や働きかけを行っていただき、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくようお願いいたします。

なお、集中的実施計画の策定状況等については、今後の取組の参考として、厚生労働省のホームページにおいて公表しており、今後、追加提出や修正等がありましたら、随時更新させていただきます。また、実施状況につきましても、定期的な報告をお願いしておりますが、今後の取組の参考として、取りまとめ次第、厚生労働省のホームページにおいて、公表させていただきます。

（参考）集中的実施計画のHP<検査に関する参考資料>

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_3

記

1 集中的検査を受ける高齢者施設等を増やす取組について

集中的実施計画を策定した都道府県等については、集中的検査の趣旨を踏まえ、集中的検査計画や検査の実施方法等について、下記のような例を参考に対象となる高齢者施設等に対して、幅広く周知徹底や集中的検査の働きかけを行っていただき、集中的実施計画の対象となっている施設の受検率をできる限り高めるようお願いいたします。

この取組については、高齢者施設等の所管である福祉部局との十分な協力・連携の下で実施していただくとともに、都道府県全体で計画を策定している都道府県においては、保健所設置市及び特別区とも連携を図り、進めていただくようお願いいたします。

(周知徹底・働きかけの例)

- ・対象となる高齢者施設等（特に規模の大きな施設）に対して、個別に電話等により直接連絡を行い、集中的検査を受けていただくことを促す
- ・地域の施設団体等に対して、会員施設に集中的検査を受けるよう促していただくよう要請を行う
- ・これまでに集中的検査を受けたことがない高齢者施設等に対して、集中的検査の趣旨や検査に当たっての留意点等（※）を示し、集中的検査を受けていただくことを促す

※集中的検査に当たっての留意点等

- ①集中的検査については、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うものであり、検査対象者は濃厚接触者として取り扱うことはしないこと（14日間の健康観察の対象外であり、引き続き従事可能）。
- ②仮に、感染が判明した場合については、地域の実情に応じて、感染症対策に係る専門家の派遣や都道府県において構築している緊急時の応援体制（支援チーム）の活用等による支援が行われること。

2 集中的実施計画の実績報告について

集中的実施計画の実績については、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」において、4月12日を始めとし、毎週月曜日に所定の様式（まん延防止等重点措置区域については別途お知らせしている様式）により報告をお願いしておりますが、4月の実施状況の把握を行うため、4月最終報告分については、4月30日までの実績について、翌週の月曜日である5月3日が祝日であるため5月6日までに報告してください。

その後の実績報告については、木曜日から翌週水曜日までの実績を、その翌週の月曜日（5月最初の報告分については、5月1日から5月12日までの分を5月17日）に報告してください。

以上